

田村市は通年ノーネクタイで業務を行います

市では、クールビズを省エネルギーの推進と環境問題への配慮から毎年5月から10月にかけて行ってきましたが、働き方改革の一環として職員の働きやすい職場環境を目指し、11月以降も継続してノーネクタイで業務を行います。職員の服装が略式となりますが、ご理解ください。

☎総務部 総務課 ☎81-2111

市外の方にお知らせください

市外在住者向け「周遊たむらスタンプラリー事業」

事業者支援と市内店舗のPR、観光地などへの集客を目的に、市外在住者に対し「周遊たむらスタンプラリー事業」を行います。

●概要

市外在住者が登録店舗1店舗で500円以上の買い物をすると、台紙にスタンプを1つ押印します。3店舗を巡り3スタンプを集めると、ふるさとたむら応援券と引き換えができます。ふるさとたむら応援券は、市内の登録店舗で使用できます。

●応援券 巡る地区数によって、応援券の金額が次のとおり変わります。

- ① 3,000円 (1地区) 例：船引のみ3店舗
- ② 4,000円 (2地区) 例：船引2店舗、滝根1店舗
- ③ 5,000円 (3地区) 例：船引1店舗、大越1店舗、常葉1店舗

●期間 2年12月1日～3年1月31日

●応援券引き換え場所

あぶくま洞、スカイパレスときわ、産業部観光交流課、各行政局

☎産業部 観光交流課 ☎81-2136

2年度年金生活者支援給付金の請求について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

●対象者

【老齢基礎年金を受給している方】※以下の要件全てを満たしている方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他の所得の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】※以下の要件を満たしている方

- ・前年の所得額が約462万円以下である（ただし扶養人数によって異なる）

●請求手続き

【新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方】

・対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。3年2月1日までに請求手続きが完了すると、2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

【年金の受給を開始する方】

- ・年金の請求手続きと併せて年金事務所、市民部市民課または各行政局で請求手続きをしてください。

●年金詐欺に注意！

日本年金機構や厚生労働省、市役所職員を装った不審な電話や案内にご注意ください。電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
市民部 市民課 ☎82-1112

経済対策事業 ふるさとたむら応援券を配布します！

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞している地域経済の活性化と子育て世帯に対する支援として、10月1日現在、市内に住所を有する方に対し、市内登録店舗で使用できる「ふるさとたむら応援券」を配布します。

●ふるさとたむら応援券

1枚500円の応援券を次のとおり配布します。

- ・18歳以下の方 10,000円分（3年4月1日時点）
- ・19歳以上の方 3,000円分（3年4月1日時点）
- ・19歳以上で学生の方 3,000円分+7,000円分*（2年10月1日時点）

*追加の7,000円分を受け取るには申請が必要です。対象者は、応援券と同封の申請書に学生証（写）を添付のうえ、申請してください。

●使用期間 2年12月1日～3年1月31日

●配布方法

11月上旬からゆうパックで順次送付します。

到着時期は地区によって異なりますので、あらかじめご了承ください。

☎産業部 商工課 ☎82-6677



【知っていますか?! 成年後見制度】 ～住みたい場所で安心して暮らし続けるために～

判断する力が低下し、日常生活の中で困りごとや心配ごとが起きていませんか？

- ・物忘れのためにこれまでは自分で行っていたことができなくなって困っている。
- ・親が認知症で金融機関の手続きなどに困っている。
- ・知的・精神障がい者の子どもがいるが、私たち親が亡くなった後はどうすれば…など。

成年後見制度は生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行うことでご本人の生活を支えていく制度です。この機会に「成年後見制度」について一緒に学んでみませんか。

●日時 11月26日（木）午後2時30分～4時（開場：1時30分）

●場所 市文化センター

●講師 谷川社会福祉士事務所長 谷川ひとみさん

●料金 無料

●申込 事前申し込みが必要です。【申込期限：11月16日（月）】
参加を希望される方は、保健福祉部高齢福祉課、各行政局または各出張所窓口へお申し込みください。
※電話での受け付けも行っていきます。

●その他 マスクの着用をお願いします。受付時に手指消毒・検温を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115、各行政局、各出張所

高齢者交通対策支援事業 乗合タクシーの利用券を交付します！

運転免許を保有していない高齢者が買い物や通院などの市内移動をよりしやすくするため、田村市簡易デマンド型乗合タクシーと船引らくらくタクシーの利用券5,000円分を申請により交付します。

●対象者

市内に住所を有し、運転免許を保有していない満65歳以上の高齢者（介護施設などに入所中の高齢者は対象外となります。）

●申請方法

保健福祉部高齢福祉課、各行政局または各出張所窓口へ申請書を提出してください。

申請書は、申請受付窓口で配布します。

審査後に5,000円分（200円券、300円券各10枚）の利用券を交付します。

なお、利用券の有効期限は3年3月31日までですので、お早めに申請してください。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115、各行政局、各出張所